

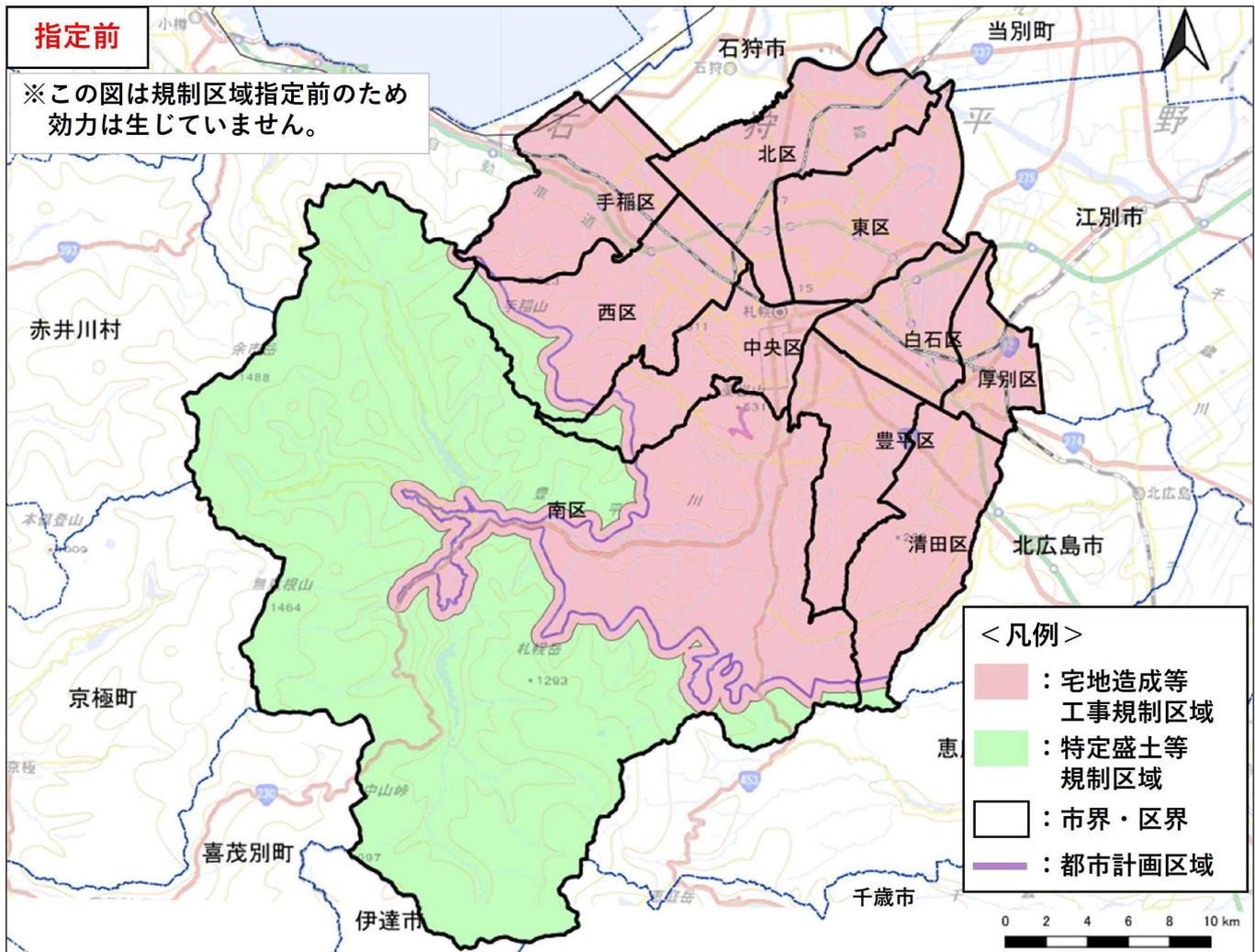
盛土等による災害から人命を守るため、「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称：盛土規制法）が新たに定められました。札幌市では、盛土規制法に基づく規制区域を令和7年4月1日に指定し、運用を開始する予定です。

規制区域に指定されると…

- 過去の盛土等も含めて、土地所有者等が土地を常に安全な状態に維持することが必要となります。
- 一定規模を超える盛土等を行う場合は、あらかじめ市長の許可等が必要になります。
- 不動産取引を行う際、盛土規制法に基づく制限の内容が説明されます。

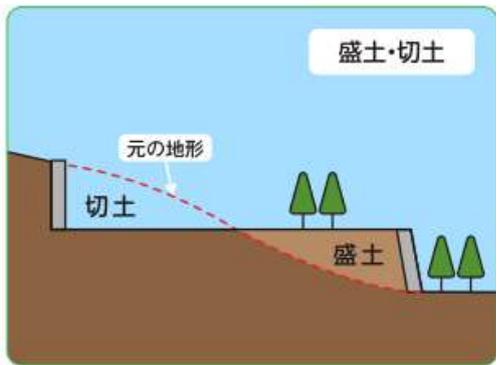
※重要事項説明に関することについては、宅地建物取引士にご相談ください。

候補区域



主な規制対象

許可又は届出が必要な盛土等とは次のような行為を指し、**一定規模以上のもの**が規制対象となります。



・宅地を造成するための盛土・切土
・残土処分場等の盛土・切土 等



・ストックヤードにおける土砂の仮置き 等

規制対象となる盛土等に対する措置

規制対象となる盛土等には次の措置がとられ、不正な盛土等を見つけやすくなります。

札幌市が
許可情報を公表

工事主が周辺住民に
工事の内容を事前周知

工事主が工事現場に
標識を掲示

※無許可で一定規模の盛土等を行った場合は、罰則の対象となります。

盛土規制法に関するよくある質問

Q

自分の土地が規制区域に入ったら、どのような手続きが必要ですか？

A

盛土等の工事を行わない限り、特に手続きは必要ありませんが、規制区域内では盛土等が行われた土地を常時安全な状態に維持する義務が土地所有者等に課せられます。自分の土地の盛土等が周囲に危険を及ぼさないよう注意してください。

Q

許可を受けている盛土工事かどうかは、どのように見分けられますか？

A

許可対象の工事である場合、令和7年4月1日以降、許可取得後に札幌市公式HP上で公開されるほか、工事中は工事現場に標識が設置されます。

Q

土地を買う時、事業者から説明はありますか？

A

不動産取引を行う場合は、宅地建物取引業法に基づく重要事項説明において、盛土規制法に基づく制限の内容が説明されることとなります。

盛土規制法の運用に関する詳細について

詳しくは、右記コードから開発指導課ホームページをご覧ください。



お問い合わせ先

札幌市都市局市街地整備部開発指導課規制係 TEL011-211-2512

02-M01-24-2022
R6-2-1349